

改正	平成10年4月1日	平成15年3月12日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成22年4月1日
	平成24年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年6月1日
	平成31年4月1日	2019年6月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	2023年4月1日
	2025年4月1日	

(目的)

第1条 この規則は、日本女子大学学則第2条、日本女子大学大学院学則第2条及び日本女子大学通信教育部規程第2条の規定に基づき、大学及び大学院の目的並びに社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況及び管理運営等について、自己点検及び評価を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の組織)

第2条 前条の目的を達成するために、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、統括するための自己点検・評価委員会幹事会（以下「幹事会」という。）と点検・評価を行うための部門からなる。

(点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価は、別表1に定める項目を基準とし、その細目については、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づく。

(各種方針)

第4条 自己点検・評価委員会は、前条に定める別表1の項目ごとに方針を定め、日本女子大学各種方針として公表する。

(目標策定及び実行指示)

第5条 大学執行部会議は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する委員会及び部局等に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

2 常任理事会は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する部局等に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

(自己点検・評価委員会幹事会)

第6条 幹事会は、次の事項を決定する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準及び評価指標の策定
- (2) 各部門から報告された点検・評価結果の検証
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び報告
- (4) 認証評価及び外部評価の実施に関する事項
- (5) その他幹事会が必要と認める事項

2 幹事会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 教学企画部長
- (4) 総務部長
- (5) 各部門の部門長
- (6) その他幹事会が必要と認める者

- 3 委員長は副学長が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。
- 4 委員長は、幹事会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。
- 5 幹事会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(部門)

第7条 各部門は、基本方針と実施基準に基づき、該当委員会及び部局の自己点検・評価結果を検証し、幹事会に報告する。

- 2 各部門及び構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 教学部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長
 - (2) 教育研究等環境部門 教員3名、管理部長、学務部長、学務部事務部長、図書館事務部長
 - (3) 入試部門 教員3名、入学部長
 - (4) 学生部門 教員3名、学生生活部長、学生生活部事務部長
 - (5) 社会連携部門 教員3名、社会連携教育センター所長、通信教育・生涯学習事務部長
 - (6) 大学運営・財政部門 教員3名、財務部長
 - (7) 教職課程部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長、通信教育・生涯学習事務部長
- 3 部門担当となる教員は、専門性が必要な部分は幹事会委員長が指名し、それ以外は各学部から選出する。
- 4 各部門の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 各部門の構成員のうち1名を部門長とする。

(自己点検・評価におけるIRの活用)

第8条 自己点検・評価は、客観的な根拠資料又はデータに基づき実施するよう努める。なお、データの取り扱いについては、別に定める。

(点検・評価結果の活用)

第9条 自己点検・評価委員会は、大学執行部会議に自己点検・評価報告書及び検証結果を提出しなければならない。

- 2 大学執行部会議は、自己点検・評価報告書の精査、決定を行い、日本女子大学における教育研究活動の状況及び管理運営等の改善・改革方策の策定を行う。
- 3 学長及び理事長は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、有効かつ具体的な措置を講ずる。
- 4 本学の構成員は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、改善に努めなければならない。

(点検・評価の公表)

第10条 自己点検・評価の結果は、学長及び理事長の責任において公表する。

(事務局)

第11条 自己点検・評価委員会の事務は、教学企画部教学企画課が行う。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年3月12日から施行する。

附 則 (事務組織改編に伴う改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 附 則（役職新設等による委員の追加に伴う改正）
 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 附 則（事務組織変更に伴う改正）
 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 附 則（事務組織変更等に伴う改正）
 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則（各委員会の役割の明確化等に伴う改正）
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則（大学基準への対応及び内部質保証体制の見直しに伴う改正）
 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則（事務組織改編等に伴う改正）
 この規則は、平成30年6月1日から施行する。
 附 則（各種方針及び到達目標策定事項の追加に伴う改正）
 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 附 則（JWU女子高等教育センター設置に伴う改正）
 この規則は、2019年6月1日から施行する。
 附 則（社会連携教育センター設置に伴う改正）
 この規則は、2020年4月1日から施行する。
 附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）
 1 この規則は、2021年4月1日から施行する。
 2 日本女子大学各機関等自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価プロジェクトチームに関する内規は廃止する。
 附 則（自己点検・評価体制変更に伴う改正）
 この規則は、2022年4月1日から施行する。
 附 則（事務組織改編に伴う改正）
 この規則は、2023年4月1日から施行する。
 附 則（自己点検・評価体制変更に伴う改正）
 この規則は、2025年4月1日から施行する。

別表 1

1	大学・学部（通信教育課程を含む）・大学院等の理念・目的
2	内部質保証
3	教育研究組織
4	教育課程・学習成果
5	学生の受け入れ
6	教員・教員組織
7	学生支援
8	教育研究等環境
9	社会連携・社会貢献
10	大学運営・財務
11	その他